

社会保障審議会 介護保険部会（第73回）	資料 1
平成29年11月10日	

改正介護保険法の施行について

以下の考え方について、都道府県宛に事務連絡を发出。

（平成29年8月10日 厚生労働省介護保険計画課事務連絡）

- 第7期計画において必要入所（利用）定員総数を定めるに当たっては、医療療養病床及び介護療養型医療施設が、介護医療院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、特定施設入居者生活介護に転換する場合における必要入所（利用）定員総数の増加分を含まない。同様に、介護老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までに医療療養病床又は指定介護療養型医療施設から転換して許可を受けたものに限る。）が介護医療院に転換する場合における必要入所定員総数の増加分を含まない。
- 上記の取扱を踏まえ、介護保険法第94条第5項等に基づく介護保険施設等の許可等の拒否（いわゆる「総量規制」）は基本的に生じないと考えられる。
- 介護医療院の新設（一般病床からの移行等を含む。）については、総量規制の対象となるため、まずは医療療養病床及び介護療養型医療施設からの転換による対応を優先した上で、地域の高齢者のニーズや事業者の参入意向等を把握して必要入所定員総数を設定。
- 介護サービスごとの量の見込みについては転換分を含めて推計。
医療療養病床及び介護療養型医療施設の転換見込みについては、各都道府県において転換意向調査を実施するとともに、都道府県・市町村の協議の場において議論。

医療と介護の一体的な改革に係る今後のスケジュール

第11回医療介護総合確保
促進会議参考資料4(抄)

平成25年度

平成26年度

平成27年度

平成28年度

平成29年度

平成30年度

第6次医療計画

第7次医療計画
第7期介護保険
事業計画

第5期介護保険事業計画

第6期介護保険事業計画

基金(医療分のみ)

基金(介護分を追加)

基金

基金

医療介護
総合確保法

総合確保方針

介護報酬改定

診療報酬改定

介護報酬改定(臨時)

同時改定

病床機能報告

病床機能報告

病床機能報告

病床機能報告

改正医療法

地域医療構想の
ガイドライン(年度末)

地域医療構想(ビジョン)の策定

医療計画
基本方針

医療計画
策定

医療機能の分化・連携と、地域包括ケア
システムの構築を一体的に推進

病床機能分化・
連携の影響を
両計画に反映

介護保険事業
(支援)計画策定

改正介護保険法

介護保険事業
計画基本指針

介護保険事業
(支援)計画策定

改正介護保険法

・2025年度までの
将来見通しの策定

第6期介護保険事業(支援)計画に位置付けた施策の実施

・介護サービスの拡充／・地域支援事業による在宅医療・介護連携、地域ケア会議、認知症
施策、生活支援・介護予防等の推進

医療保険制度改革

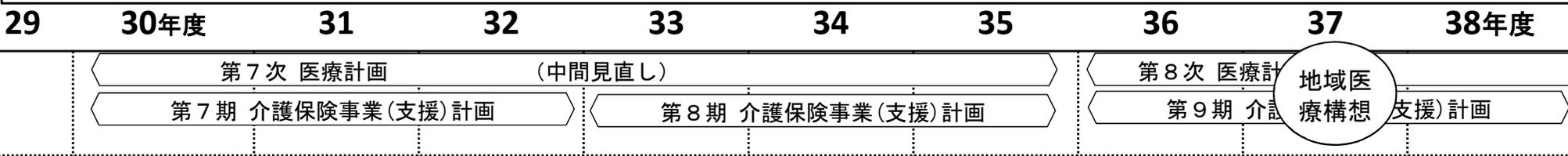
医療保険制度改革法案の成立
(平成27年5月27日)

必要な措置を平成29年度までを目途に順次講ずる

- ・医療保険制度の財政基盤の安定化
- ・保険料に係る国民の負担に関する公平の確保
- ・保険給付の対象となる療養の範囲の適正化 等

地域医療構想を踏まえた2025年における介護施設・在宅医療等のイメージ

- 2025年に向け、在宅医療や介護サービスの需要は、「**高齢化の進展**」や「**地域医療構想による病床の機能分化・連携**」により**増加**する見込み。
- こうした需要の増大に**確実に**対応していくための提供体制を、**都道府県・市町村、関係団体が一体となって構築**していくことが重要。



病床の機能分化・連携に伴い生じる介護施設や在宅医療等の新たなサービス必要量
(在宅医療、介護保険施設等の介護サービス等が受け皿に)

2025年に
約30万人分

病床からの移行により、**在宅医療、外来、介護保険施設等の各種介護サービス**が受け皿に

訪問診療を利用する患者や介護サービス利用者の**高齢化の影響による増加見込み**

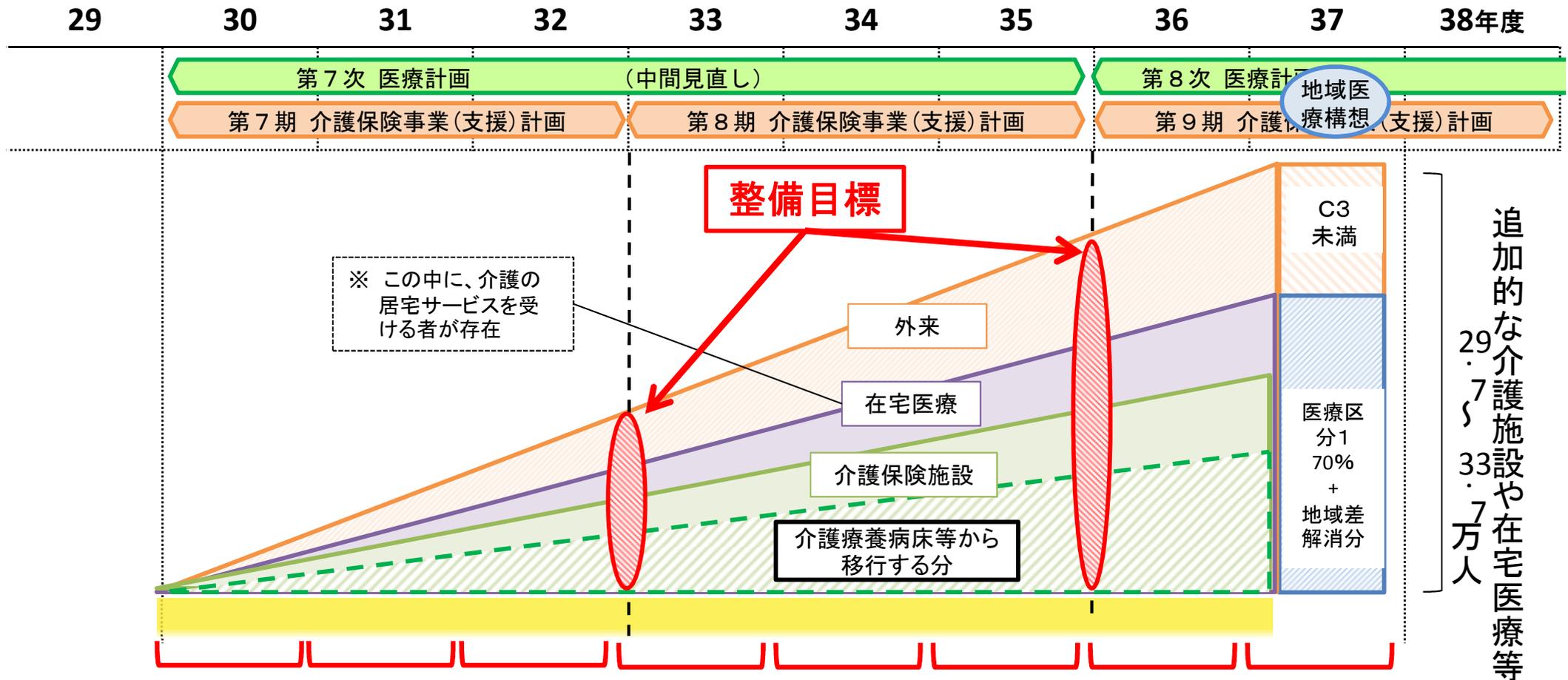
各計画の終了時点における新たなサービス必要量の推計方法

② 市町村別に按分した2025年(平成37年)の必要量から、第7期介護保険事業(支援)計画の終了
時点(平成32年度末)、第7次医療計画の終了時点(平成35年度末)の数値を、比例的に推計する。

第11回医療計画の見直し等に
関する検討会 資料1
(H29.6.30)



○ 比例的に推計する方法について、具体的には、始点を平成30年、終点を平成37(2025)年度末と設
定して行うことを基本とする。



2025年の新たなサービス必要量の推計値を、8年間で等比按分
(例)32年度末時点のサービス必要量=37年のサービス必要量×3/8

高額介護サービス費の見直し

見直し内容

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、高額介護サービス費の「一般区分」の月額上限額を医療保険並みに引き上げる。【平成29年8月施行】
- 1割負担者のみの世帯については、年間上限額を設定(37,200円×12か月:446,400円)(3年間の時限措置)

	自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当(※1)	44,400円
一般	<p>37,200円 ⇒ 44,400円</p> <p>+ 年間上限額の設定 (1割負担者のみの世帯)</p>
市町村民税世帯非課税等	24,600円
年金収入80万円以下等	15,000円

(参考)医療保険の負担限度額(70歳以上・月額・多数回該当)(現行)
44,400円
44,400円
24,600円
15,000円

※1 世帯内に課税所得145万円以上の被保険者がいる場合であって、世帯年収520万円以上(単身世帯の場合は383万円以上)

1割負担者に対する年間上限額の設定

1割負担者(年金収入280万円未満)のみの世帯については、過大な負担とならないよう、年間の負担総額が現行の負担最大額を超えない仕組みとする。(3年間の時限措置)

年間上限額： 446,400円 (37,200円×12)

月々の負担の上限 (高額介護サービス費の基準)が 変わります

平成29年
8月から

Q 高額介護サービス費とは？

A 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

対象となる方	平成 29 年 7 月までの負担の上限(月額)	平成 29 年 8 月からの負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400 円(世帯)	44,400 円(世帯)*
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200 円(世帯)	44,400円(世帯)〈見直し〉 ※ 同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600 円(世帯)	24,600 円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)*
生活保護を受給している方等	15,000 円(個人)	15,000 円(個人)

* 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

Q どんな改正が行われるの？

A 高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方と利用していない方との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方の負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12ヶ月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。(3年間の時限措置)

同じ世帯のどなたかが市区町村民税を課税されているか。

Step1 ・ いる場合 37,200 円(月額) → 44,400 円(月額)

※ 現役並み所得者世帯は従来から44,400円

Step2へ

①と②の両方に該当するか。(※8月から翌年7月までを一つのサイクルとし、翌年の7月31日時点で判定)

・ 該当する場合 → 年間の上限 **446,400 円(37,200円×12ヶ月)** を適用【新設】

Step2

- ① 同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割
- ② 世帯が現役並み所得者世帯*に該当しない

* 同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、同じ世帯の65歳以上の方の収入の合計が520万円以上(単身の場合は383万円以上)である場合。

利用者負担割合の基準

- ・ **1割負担となる方は、下記の2割負担となる方以外の方です。**
- ・ 2割負担となる方は、次の①から④の全てに該当する方です。

- ① 65歳以上の方
- ② 市区町村民税を課税されている方
- ③ ご本人の合計所得金額(※1)が160万円以上の方(年金収入のみの場合、年収280万円以上)
- ④ 同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」(※2)が1人で280万円以上の方、65歳以上の方が2人以上の世帯で346万円以上の方

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

ご自身の負担割合については、負担割合証を確認するか、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

〈高額介護サービス費の見直し後の適用例〉

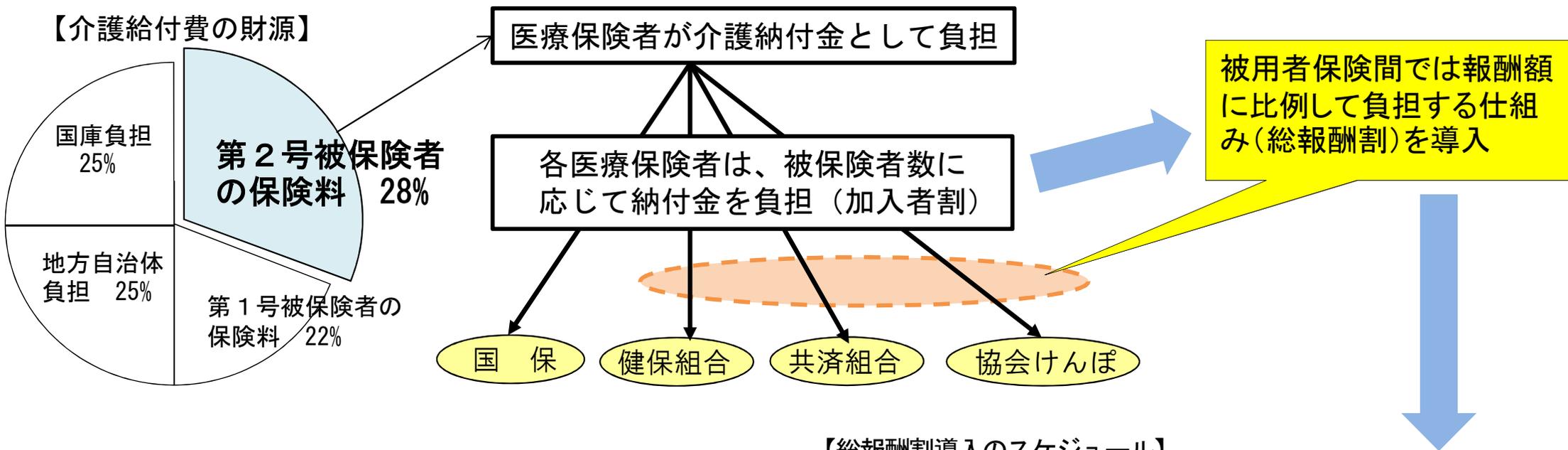
	平成 29 年	7 月	8 月
A 世帯 ・市区町村民税が課税されている ・2割負担 ※現役並み所得相当の方ではない場合 ・市区町村民税が課税されていない ・1割負担 サービス利用者	月々の上限 37,200 円	→	44,400 円
	年間の上限 なし		なし
B 世帯 ・市区町村民税が課税されている ・1割負担 ・市区町村民税が課税されていない ・1割負担 サービス利用者	月々の上限 37,200 円	→	44,400 円
	年間の上限 なし		446,400 円 (新設)
C 世帯 ・市区町村民税が課税されていない ・1割負担 ・市区町村民税が課税されている ・1割負担 サービス利用者 45歳・息子 ※40歳～64歳は1割負担	月々の上限 37,200 円	→	44,400 円
	年間の上限 なし		446,400 円 (新設)

該当するか
チェックしよう

介護納付金における総報酬割の導入

見直し内容

- 第2号被保険者(40~64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- 各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。(激変緩和の観点から段階的に導入)【平成29年8月分より実施】



【全面総報酬割導入の際に影響を受ける被保険者数】

「負担増」となる被保険者	約1,300万人
「負担減」となる被保険者	約1,700万人

※ 平成26年度実績ベース

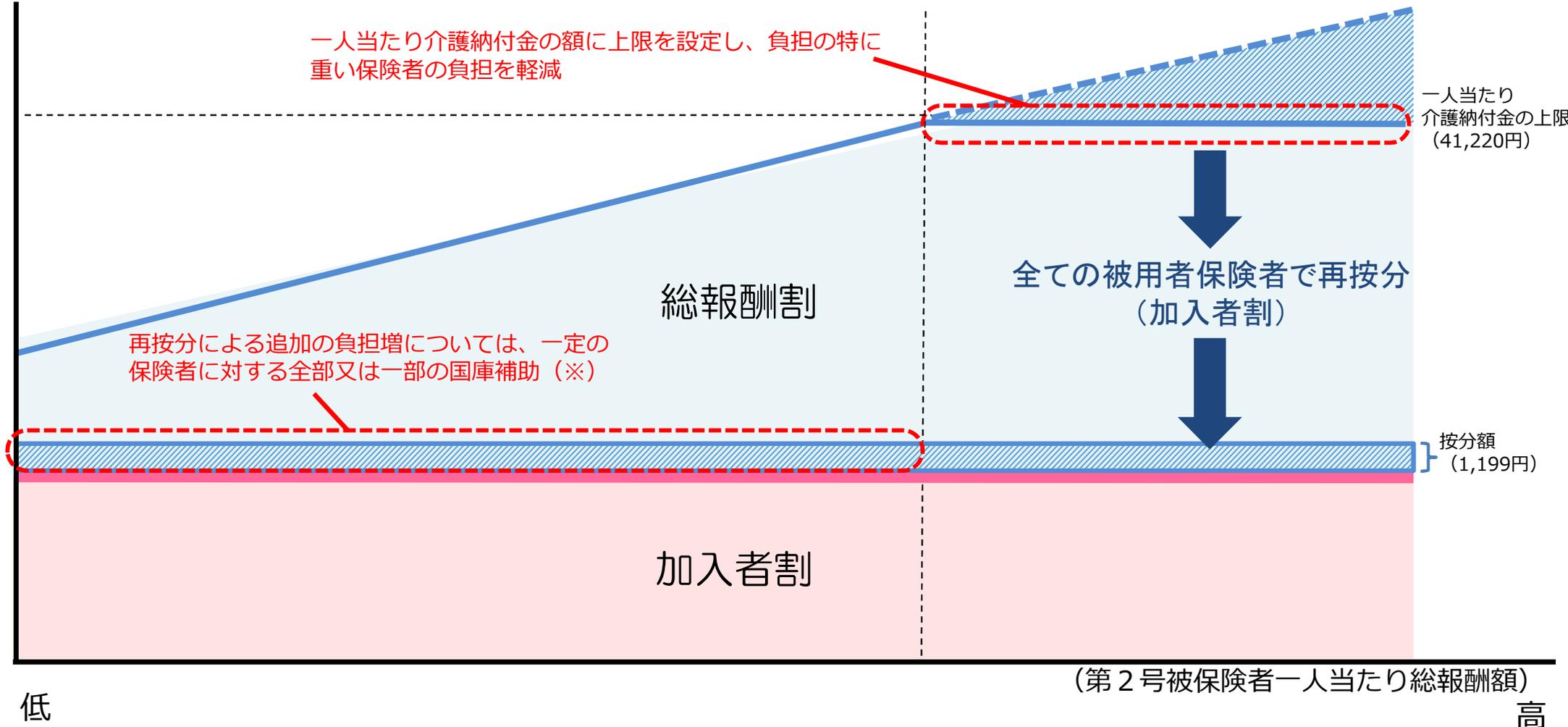
【総報酬割導入のスケジュール】

	29年度		30年度	31年度	32年度
	~7月	8月~			
総報酬割分	なし	1/2	1/2	3/4	全面

総報酬割の導入に伴う健保組合等の支援措置

- 総報酬割の導入により、負担の増加が特に大きい健保組合等については、平成31年度までの激変緩和措置として、被保険者一人当たりの介護納付金の額に上限を設けることとする。
- また、この被保険者一人当たり介護納付金の上限額を超過する部分については、全ての被用者保険者間で、加入者数に応じて均等に按分して負担する。この按分による負担増について、一定の健保組合等の負担増加分の全部又は一部を国庫補助する(平成29年度予算94億円)。

(一人当たり介護納付金)



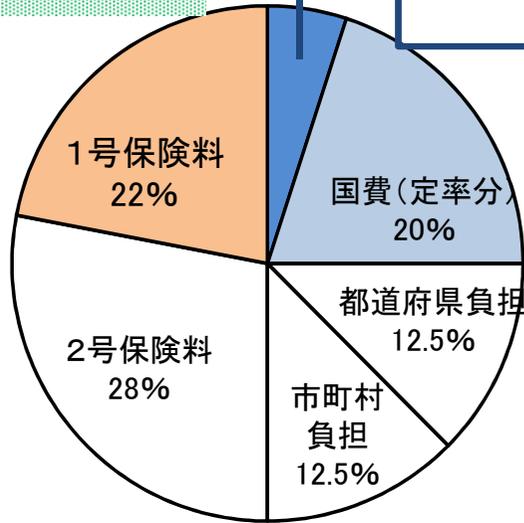
※再按分の追加の負担増が、一人当たり介護納付金の額の上限の設定による負担減を上回る保険者についても国庫補助を行う。

調整交付金の交付基準の見直し

現行制度の概要

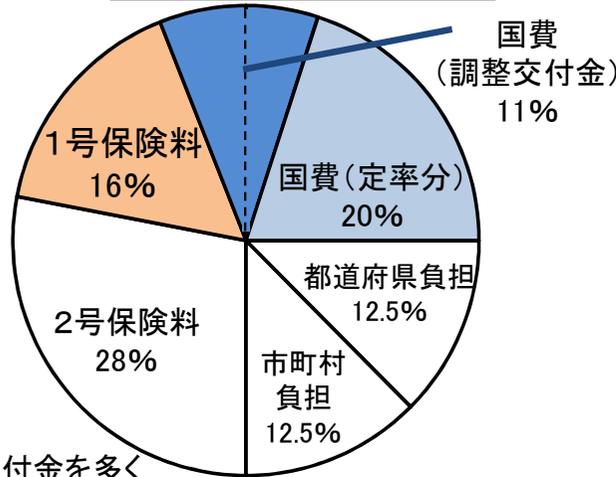
国庫負担金25%のうち5%分を用いて、市町村間の「**後期高齢者比率が高いことによる給付増**」と、「**被保険者の所得水準が低いことによる収入減**」を財政調整している。これにより、市町村の責によらない、市町村間の財政力の差を解消。

給付費全体



A町

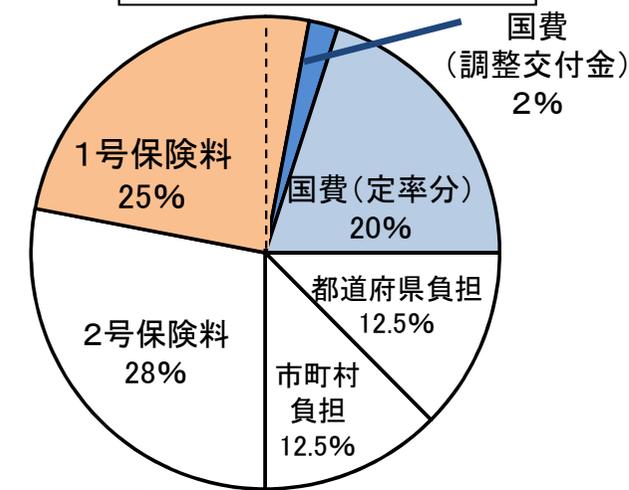
後期高齢者が多い
低所得の高齢者が多い



※調整交付金を多く
交付し保険料を軽減

B市

後期高齢者が少ない
低所得の高齢者が少ない



※調整交付金を少なく交付し
保険料を上昇

現行の交付基準

1. 後期高齢者と前期高齢者の比率

前期高齢者と後期高齢者では、要介護認定を受ける割合が大きく異なるため、市町村間の**前期高齢者・後期高齢者の比率**を調整

- ・前期高齢者(65～74歳以上): 認定率約4.4%
- ・後期高齢者(75歳以上) : 認定率約32.7%

※ 後期高齢者の構成割合が大きい→給付費が増大→調整しなければ、保険料が上昇

2. 被保険者の所得水準

高齢者の所得水準が相対的に低い市町村では、所得水準が高い市町村に比べて、同じ所得の人であっても保険料は高くなるため、こうした所得格差を調整。

見直しの後の交付基準

平成30年度以降、特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かく反映させるため、交付基準の年齢区分を細分化。

また、激変緩和措置として、第7期計画期間(平成30年度～平成32年度)においては、2区分と3区分を2分の1ずつ組み合わせる。

※所得水準は現行の調整方法を維持

従来: 2区分

- ①65～74歳
- ②75歳以上



見直し案: 3区分

- ①65～74歳
- ②75～84歳
- ③85歳以上

第7期計画期間は2区分と3区分を1/2ずつ組み合わせ